

水俣病問題の解決に向けた当面の取組について

平成24年2月3日
環 境 省

水俣病問題については、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」といいます。）、平成7年の政治解決、平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判決を踏まえた水俣病対策等に基づき、各種対策が講じられてきたところですが、さらに平成21年7月に、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」といいます。）が制定され、平成22年5月から、同法及び同法を受けた水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（以下「救済措置の方針」といいます。）に基づく救済措置の申請の受付を開始したところです。

また、平成23年3月には、特措法を受け入れた団体とチッソ株式会社の間で紛争終結の協定が締結され、ほぼ同時に、国家賠償請求訴訟を提起していた団体とも、各地の裁判所で和解が成立し、水俣病被害者の救済にあたっての大きな節目となりました。

今般、救済措置の方針に基づき、救済措置の申請の受付時期を平成24年7月31日までと定めるに当たり、国としては、引き続き水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、関係地方公共団体や関係事業者と協力して、以下の施策を講ずるものとします。

1 水俣病に関する健康調査

① 健康不安者へのフォローアップ事業の立ち上げ

過去に相当の期間、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、あるいは、新潟県においては阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える方について、健康診査等を実施し、その推移をモニタリングする事業を、平成23年度中に開始します。（別紙1）

② メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究の推進

関係者の協力や参加の下、毛髪中水銀値等の過去のメチル水銀ばく露データを持っている方等について、水銀値及び健康影響との関係を分析

するための手法の開発に関する環境省としての考え方を示し、平成24年度から、専門家による手法開発の検討を進めていきます。その成果は、健康影響の経年的な変化の把握のみでなく、治療法の開発に関する研究にも役立つことが期待されます。（別紙2）

③ 治療に関する調査研究の推進

水俣病の症状の一つとしてみられる感覚障害などの症状について、水俣病被害者等関係者の協力を得た治療方法の開発などを、引き続き進めていきます。

2 医療・福祉施策の充実

高齢化が進む胎児性患者とその御家族の方など関係の方々安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、国、関係地方公共団体、関係事業者及び公益団体などの協力の下、必要な通所やショートステイ等の在宅支援サービス、地域の医療との連携などの医療・福祉施策について引き続き進めていくこととします。具体的には、胎児性患者等の地域生活を支援する施設の整備・改修及び運営への支援事業への補助、在宅の方への訪問事業や外出支援事業への補助を行うことに加え、神経症状の緩和や運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーション等モデル事業（5箇所）などを行います。（別紙3）

3 地域の再生・融和（もやい直し）の推進

① 環境モデル都市としての取組・その他の地域振興の推進

新たに平成24年度から開始する環境首都水俣創造事業等を活用し、現在水俣市で実施されている、市民・行政・専門家協働の円卓会議の議論を踏まえた各種事業や、水俣病発生地域を縦断する肥薩おれんじ鉄道の魅力・利便性向上等による観光振興を支援します（別紙4）。また、みなまた環境大学構想の具体化に向けた検討への協力を進めていきます。

② 地域の絆の修復

水俣病に関する偏見・差別の解消を図り、地域社会の絆を修復するため、地域の融和（もやい直し）についての所要の施策を、平成24年度においても引き続き進めていきます。（別紙5）

4 国際協力

メチル水銀に関する海外の研究者や環境・公害行政の担当者等の受け入れを積極的に行い、国内の研究者や行政担当者との交流を進めるとともに、国内でのメチル水銀に関する研究成果や水俣病の教訓などを、国内外に広く発信する事業を、平成24年度においても引き続き進めていきます。

加えて、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、国際的な水銀汚染の防止のための条約づくりに積極的に参加し、平成25年後半に我が国で開催予定の外交会議における「水俣条約」の制定と、国際的な水銀対策の推進に貢献していきます。（別紙6）

5 チッソ株式会社による取組

チッソ株式会社は、国、関係地方公共団体などが協力して推進する胎児性患者や小児性患者の方々への福祉の充実に協力し、今後御家族、御本人の高齢化が進んだ場合も、将来とも御家族が地域で安心して生活できるよう、明水園の整備や状況に合わせた必要な支援に取り組みます。

また、市民・行政・専門家を交えた地域活性化の議論に参加するとともに、環境に配慮した事業などにより、地域経済の発展や雇用の創出に寄与する取組を推進します。

以上

(別紙一覧)

別紙 1 (1～3ページ)

健康不安者のためのフォローアップについて

別紙 2 (4～6ページ)

メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法の開発に関する環境省の考え方

別紙 3 (7ページ)

地域の医療・福祉の推進 (平成 24 年度水俣病発生地域の環境福祉対策の推進に係る予算案概要)

別紙 4 (8ページ)

「環境首都水俣」創造事業の着手について

別紙 5 (9ページ)

地域の再生・融和 (もやい直し) の推進 (平成 24 年度水俣病発生地域の環境福祉対策の推進に係る予算案概要)

別紙 6 (10ページ)

水銀条約の制定に向けた取組について

健康不安者のためのフォローアップ事業について

1. 概要

今回の救済措置等の対象者にならなかった方で、かつて水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、あるいは、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康に不安を感じられる方は、年に一回、医師による健康診査、保健師による保健指導等が無償で受けられるようにするもの。

(参考)

○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第36条第1項

政府及び関係者は、指定地域及びその周辺の地域において、地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業、地域社会の絆の修復を図るための事業等に取り組むよう努めるものとする。

○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成22年4月16日閣議決定）

3. 水俣病に関する健康調査

(1) メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究（健康不安者のフォローアップ）

将来に水俣病被害者が存在するか否かの可能性とそれに関する対応については、今後の調査研究による新しい知見によるべきものですが、当分の間、過去に相当の期間、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺地域の魚介類を食べたことに伴い、あるいは、新潟県においては阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える方について、以下のとおり健康診査等を実施し、その推移をモニタリングします。

2. 対象者

- (ア) 救済の対象（一時金等対象者又は療養費対象者）のいずれにもならなかった方、
- (イ) 平成22年5月1日現在において公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律111号）に基づく認定申請を行っている方で、一時金等の受付が終了した後に棄却処分となって救済の対象とならなくなった方、
- (ウ) いわゆるノーモア・ミナマタ国家賠償請求訴訟で和解をされた方のうち、一時金等対象者又は療養費対象者に該当しないとされた方、

のいずれかの要件に該当する方で、下記の方。

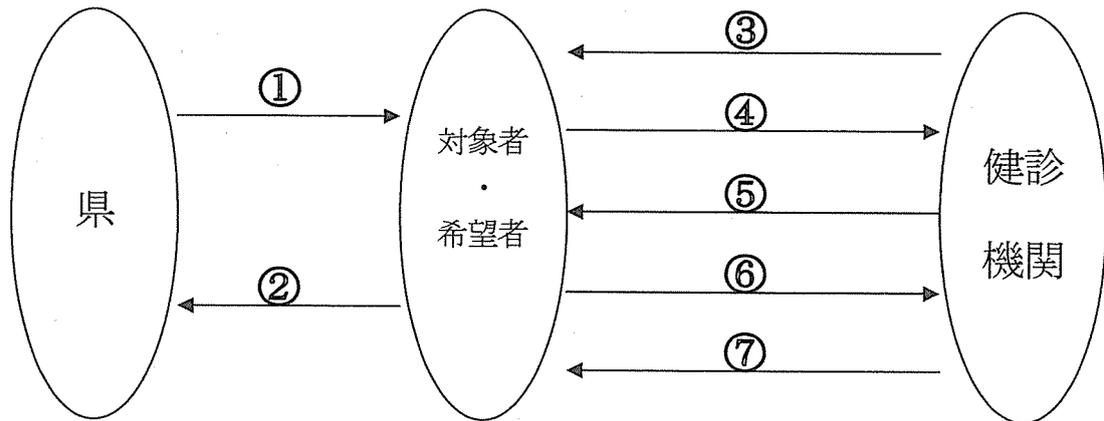
熊本県及び鹿児島県	新潟県
昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴えている方	昭和46年12月31日以前に1年以上、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴えている方

3. 健康診査の項目

	<ul style="list-style-type: none">・ 診察・ 問診（日常生活動作に関する項目、神経症状に関する項目を含む。）・ 身体測定（身長・体重・肥満度、腹囲）・ 血圧測定・ 尿検査（蛋白、糖）・ 採血（生化学的検査：中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GTP、空腹時血糖、ヘモグロビン A1c)
--	---

4. 申し込みの流れ

- ① 県から救済措置等非該当者への事業参加登録の案内発出
- ② 参加希望者から県に「登録申込書」、「個人情報提供承諾書」提出
- ③ 健診機関から健診の手引きを登録者へ送付：
健診の手引き（健診時期、検査項目、指定医療機関、連絡先等）
- ④ 登録者は、健診機関（コールセンター）に予約する。
- ⑤ 健診機関から、登録者に「予約確認票」、「問診票」を送付する。
- ⑥ 登録者は健診を受ける。その際、保健師等と健康相談ができる。
- ⑦ 健診機関から健診結果を受け取る。



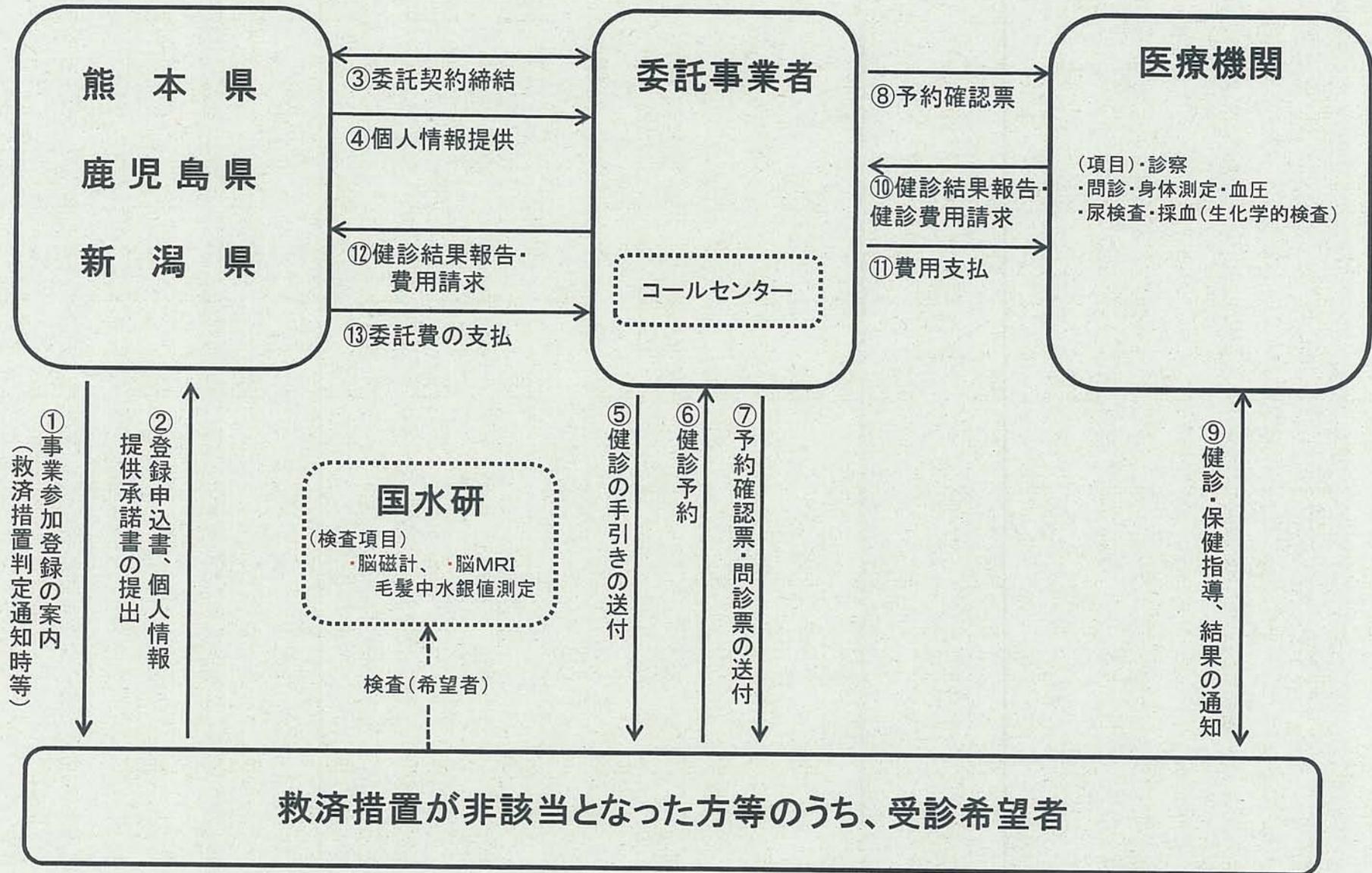
※ 受診場所は、熊本県、鹿児島県、新潟県以外に、東京都、大阪府などにある指定された健診機関から選ぶことができるものとする。

※ 登録者のうち、希望される方は、国立水俣病総合研究センターが実施する研究に参加し、脳磁計等によるより高度な検査を受診することを可能とする。

以上

健康不安者フォローアップ事業の実施の流れ

別添



メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法の開発 に関する環境省の考え方

【背景】

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号。以下「特措法」という。）第 37 条及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成 22 年 4 月閣議決定）に基づき、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法の開発に関する環境省の考え方を取りまとめた。

【目的】

メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査を行うためには、メチル水銀曝露と症候の情報を可能な限り集める必要がある。このため、

- ① かつて高濃度のメチル水銀曝露を受けて発症した水俣病認定患者について、過去の曝露情報および症候などを整理すると共に、今日においてみられる症候を把握する
- ② 水俣病発生地域等に居住する者について、メチル水銀曝露情報と電気生理学的所見や自覚症状等の症候を把握し、両者の関係を解明する
- ③ 近年新たに利用可能となった画像検査などの所見を収集し解析して、水俣病に見られる症候を客観的に把握する診断方法を開発する

ことが必要である。

これらの調査研究を通じて、メチル水銀曝露の人の健康に与える影響の全貌を総括的に評価する。

【調査研究内容】

具体的には、次の三つの要素からなる研究を行う。(別添参照)

1. 患者の経年的変化および自然史の把握

メチル水銀曝露によって実際にどのような人体への影響が生じ、それが経年的にどのように変化していくのか、他の要因によって生じる類似した神経症候との鑑別方法や合併症・併発症の頻度を把握するため、過去の認定患者及び劇症例について、神経症候、生活能力、合併症・併発症、治療とその効果等の臨床経過、自然史と死因を可能な限り網羅的かつ経時的に情報収集を行う。

2. 曝露量と症候との関係の解明

メチル水銀摂取量と症候との関係（発症閾値や用量反応関係など）を科学的に解明するため、診察所見などによる過去の症例検討を通じて得られた知見をもとに、水俣病発生地域等に居住し過去または現在において客観的にメチル水銀曝露がある者を対象として、曝露に対する症候発症の相対危険度、用量反応関係、発症閾値を検証する。

3. 有効な診断方法の開発

上記の成果をふまえて、これらの調査を通じて得られた情報に加えて、脳磁計(MEG)などの新たな画像診断技術による検査所見などを集積し、メチル水銀曝露量との関係を比較することで、より客観的で正確なメチル水銀による中毒症状の診断方法として活用する可能性を探る。

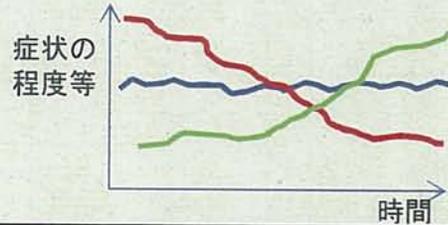
※本研究の成果は、水俣病の経年的な変化の把握のみでなく、治療法の開発に関する研究にも役立つことが期待される

1. 患者の経年的変化および自然史の把握

対象

水俣病認定患者

診療録等、過去の記録から水俣病の神経症候や合併症、治療、転帰等の臨床経過、自然史を網羅的かつ経時的に観察



臨床経過を体系的に整理・把握

2. 曝露量と症候との関係の解明

対象

水俣病発生地域等に居住する住民

- 症候
- 電気生理学的所見
 - 神経行動学的所見
 - その他（自覚症状、診察所見等）

(対象)

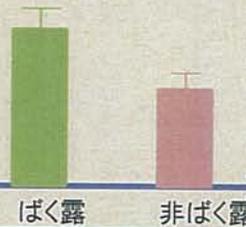
国内外で現在進行中のばく露データ

患者やばく露のわかる者

既存データの分析

過去のばく露歴や所見を収集

症候



曝露に対する症候発症の相対危険度、用量反応関係、発症閾値を検証

3. 有効な診断方法の開発

(1. 2で整理した曝露情報、臨床情報に加えて、新たな診断方法の開発を目指す)

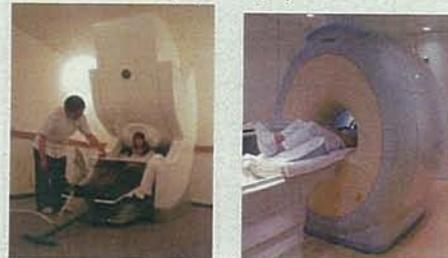
対象

ばく露群

非ばく露群

新たな検査方法を適用
(脳磁図、fMRIなど)

(イメージ)



検査指標の信頼性と妥当性等を検証し、より客観的で正確な診断方法を開発

⇒ 成果は、水俣病の経年的な変化の把握のみならず、治療法の開発にも活用

平成24年度 水俣病発生地域の環境福祉対策の推進に係る予算案概要

地域の医療・福祉の推進

胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業への補助

○胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業

- ・デイサービス等機能を備えた小規模多機能施設の運営
- ・在宅支援訪問事業、交流サロン事業、外出支援事業等
- ・明水園家族棟運営補助
- ・胎児性患者等に対するケアマネジメント・相談体制の充実 等

○水俣病被害者等福祉対策推進事業

- ・多様な保健福祉ニーズに対応する事業者ネットワークの形成
- ・高齢水俣病被害者等の不測の事態等に備えた地域の見守り活動 等

○水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業

- ・水俣病発生地域の高齢者等が、地域で安心して日常生活を送り社会参加を促進するための事業

○水俣病発生地域コミュニティ推進事業

- ・水俣病被害者と地域住民の交流を推進する拠点を整備する事業



離島等における医療・福祉レベルの向上を図るための事業の実施

○離島等医療・福祉推進モデル事業

- ・神経症状の緩和、運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーション等をモデル的に実施

【実施地区】

獅子島(平成19年度～) 横浦島(平成19年度～) 御所浦島(平成22年度～)
津奈木町(平成22年度～) 新潟県(平成23年度～)



「環境首都水俣」創造事業の着手について

1. 背景・趣旨

水俣・芦北地域では、水俣病が発生し、半世紀以上にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼしたことを教訓に、ごみの高度分別やリサイクルの取組など「環境モデル都市」としての取組を進め、環境保全を積極的に進めることによって市民の生活を豊かにしていこうと実践してきた。しかし、人口減少、近年の景気の低迷等と相まって、地域社会の疲弊は著しく、水俣病問題の解決のためには、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和、地域の振興・雇用の確保に関する取組の加速化が不可欠である。

そのため、当該地域について、水俣病関連施設、環境に対する高い市民意識や蓄積された環境産業技術、美しい自然など地域の有形無形の環境資源を発展的に活用した「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」（「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」（平成22年4月16日閣議決定））を目指し、平成24年度から、熊本県、水俣市等の関係地方公共団体等と協力して関連事業に着手する。

2. 平成24年度実施予定※の主な事業（事業費2億5千万円、うち国費2億円）

※今後関係者と詳細を検討するため執行段階で変更はあり得る。

(1) 環境ブランド向上等による経済・産業基盤の強化

水俣市の産業団地について、既存事業者の競争力の向上と環境ブランド向上による新たな企業誘致に結びつけるため、バイオマス熱電併給施設の設置等によるゼロカーボン化を目指す。平成24年度は、平成25年度以降の工事着手のための調査・設計を行う。



また、水俣病を経験した地域だからこそできる、環境に配慮した安全安心な食の提供を推進し、「水俣・芦北モデル」の新産業の創出と雇用確保、地域ブランドの確立を図るための事業等を行う。

(2) 低炭素観光・交通基盤整備

再生された不知火海等を観光資源として、水俣病発生地域を広く一体的に振興し、中長期的な低炭素都市・交通基盤の構築に資するため、同地域を縦断する肥薩おれんじ鉄道の車両の改造（水俣病被害者にも配慮し、一流のデザインと快適性を備えたもの）と、同鉄道を活用するなどした低炭素着地型観光商品の開発を行う。



(3) その他

水俣市で実施されている「環境まちづくり推進事業」（平成23年度事業）に基づく市民・専門家・行政協働の各円卓会議・分科会（環境学習・環境大学円卓会議、環境金融分科会等）での議論の結果を踏まえた事業等の実施を行う。

平成24年度 水俣病発生地域の環境福祉対策の推進に係る予算案概要

地域の再生・融和(もやい直し)の推進

慰霊行事やもやい直しを推進する事業への補助

○水俣病発生地域慰霊・もやい直し推進事業

- ・水俣病犠牲者慰霊式の開催
- ・火のまつり(市民主体の水俣病犠牲者の慰霊のための祭り)開催 等



▲ 慰霊碑



▲ 慰霊式

○水俣病発生地域間交流等推進事業

- ・新潟⇄熊本地域の子供たちの交流と水俣病被害者等の交流により環境意識を高めていく事業等

○水俣病問題の環境学習等推進事業

- ・地域の環境団体等による提案型情報発信事業
- ・みなまた環境大学の開催
- ・うたせ船で水俣病を学ぶ講座の開催
- ・講演会・市民講座の開催
- ・教師用指導資料の作成 等



▲ 百間排水口現地見学



▲ 慰霊碑現地見学

○水俣病発生地域次世代育成支援事業

- ・発生地域の子ども達が、水俣病やもやい直しの活動等意欲的学習を行い、国内外に向けて水俣病の教訓等を発信していく担い手として活動できるよう人材の育成を図る事業

○フィールドミュージアム事業

- ・地域全体を環境フィールドミュージアム化し地域の振興と情報を発信する事業



▲ うたせ船で水俣病を学ぶ講座

経緯

- 平成13年 国連環境計画(UNEP)が、地球規模での水銀汚染に関する検討を開始。
- 平成21年2月 UNEP第25回管理理事会において、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書(条約)を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会(INC)を設置して2010年に交渉を開始し、2013年までの取りまとめを目指すことに合意。
- 平成22年5月 鳩山総理(当時)が、水俣病犠牲者慰霊式において、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界の他の国で繰り返されないよう、本条約の制定に積極的に貢献すること、条約の採択・署名のために2013年頃開催される外交会議を我が国に招致することにより、「水俣条約」と名付けたい旨を表明。

交渉内容

- ・ 水銀供給削減と余剰水銀の保管能力強化
 - ・ 水銀の国際貿易の削減
 - ・ 製品及び製造プロセス中の水銀需要削減
 - ・ 水銀の大気排出の削減
 - ・ 水銀含有廃棄物及び汚染サイトに関する取組
 - ・ 意識啓発・情報交換
 - ・ 途上国への技術・資金支援
- 等

交渉スケジュール

- | | | |
|---------------------|-----|-----------------------------|
| 平成22年(2010年) | 6月 | 第1回 INC (ストックホルム(スウェーデン)) |
| 平成23年(2011年) | 1月 | 第2回 INC (千葉市) |
| | 9月 | アジア太平洋地域会合 (神戸市) |
| | 10月 | 第3回 INC (ナイロビ(ケニア)) |
| 平成24年(2012年) | 6月 | 第4回 INC (プンタ・デル・エステ(ウルグアイ)) |
| 平成25年(2013年) | 初め | 第5回 INC (スイス又はブラジル) |
| <u>平成25年(2013年)</u> | 2月 | UNEP第27回管理理事会に交渉結果を報告 |
| | 後半 | <u>外交会議:条約の採択・署名</u> |
| | | (日本開催が決定済み) |

今後の周知広報について

平成24年2月
環境省

1. 背景・趣旨

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(以下「特措法」といいます。)に基づく救済措置の制度や申請に関する情報は平成22年5月の申請受付開始から国及び関係自治体において、県内外での説明会をはじめ、チラシ配布や医療機関でのポスター貼付、テレビやラジオ等のメディアを使ったお知らせや県人会広報誌への掲載など実施してまいりました。

しかし、平成23年末以降に実施した被害者関係団体との意見交換において、これまで行ってきた周知広報についての御意見や今後のあり方に関して様々な御提案を頂いたところです。

環境省では、それらの御提案等を踏まえ、関係自治体や関係事業者などと連携して、特措法の申請受付期限である平成24年7月31日までの間、以下のように周知広報に努めてまいります。

2. 今後、実施する主な周知広報

(※今後関係者と詳細を検討するため執行段階で変更があり得ます。)

(1) 政府広報及び関係自治体による広報

政府広報を使ったインターネットテレビやラジオ、新聞広告等で全国へ配信します。

また、環境省地方環境事務所所在地での駅前や環境省のイベントを活用した場でのチラシ配布等を実施する他、関係自治体によるチラシ配布、広報誌への掲載への働きかけを行います。

(2) 環境省ホームページ

環境大臣による期限設定に関する記者会見の様態を掲載します。併せて、発表時の資料(「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」等)を掲載します。

(3) 民間診断書作成のための検診体制の支援について(熊本県・新潟県)

個別の事情により医療機関を受診することに抵抗がある方がいらっしゃるのお声に配慮し、民間診断書作成のための検診体制についての支援を図れるよう関係自治体と相談し、今後の申請状況を勘案しながら進めていきます。

(4) 各種メディア等の媒体を活用

新聞やテレビ等の各放送局と調整しながら進めていきます。

(5) 医療機関からのお知らせ

環境省から日本医師会を通じて、全国の医療機関に対し、特措法の期限及び制度についてのご案内をお願いすることとしております。過去にメチル水銀の影響で健康に不安をお持ちの方は、医療機関へご相談下さい。

(6) 説明会の実施

環境省は関係県と協力して、関係県内及び県外(東京・大阪・名古屋・博多)において、制度に関する説明会や期限についてご案内を行います。当面の予定は以下のとおりです。

<2月4日(土)東京・福岡、2月5日(日)名古屋・大阪、3月11日(日)東京>

(7) 既に特措法へ申請された方へのアンケート調査

既に特措法へ申請された方に対し、申請を何で知ったのかアンケート調査を実施します。

(8) チッソ・昭和電工等原因企業による呼び掛け

特措法の制度、申請受付期限に関する情報等を関係事業者の社内報等でお知らせします。